

議案第 17 号

旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例

旭市水道事業給水条例（平成１７年旭市条例第１５４号）の一部を次のように改正する。

第５条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。